

平成29年度



三次市病院事業会計予算

三 次 市



議案第9号

平成29年度三次市病院事業会計予算

(総則)

第1条 平成29年度三次市病院事業会計の予算は、次に定めるところによる。

(業務の予定量)

第2条 業務の予定量は、次のとおりとする。

(1) 業務量

イ 病床数	350床			
一般病床	350床			
ロ 患者数	年間	277,620人	1日平均	991人
入院患者	年間	108,040人	1日平均	296人
外来患者	年間	169,580人	1日平均	695人

(2) 建設改良計画

イ 資産購入	150,000千円
ロ 施設整備事業	50,000千円

(収益的収入及び支出)

第3条 収益的収入及び支出の予定額は、次のとおりと定める。

		収	入
第1款	病院事業収益	8,920,556千円	
第1項	医業収益	8,211,130千円	
第2項	医業外収益	709,124千円	
第3項	特別利益	302千円	
		支	出
第1款	病院事業費用	8,916,469千円	
第1項	医業費用	8,738,876千円	
第2項	医業外費用	143,462千円	
第3項	特別損失	32,131千円	
第4項	予備費	2,000千円	

(資本的収入及び支出)

第4条 資本的収入及び支出の予定額は、次のとおりと定める（資本的収入額

が資本的支出額に対し不足する額 1,025,153 千円は、過年度分損益勘定留保資金 1,025,153 千円で補てんするものとする。)

収 入

第1款	資本的収入	193,701千円
第1項	企業債	191,000千円
第2項	補助金	2,700千円
第4項	長期貸付金	1千円

支 出

第1款	資本的支出	1,218,854千円
第1項	建設改良費	200,000千円
第2項	企業債償還金	705,854千円
第4項	長期定期預金	300,000千円
第5項	長期貸付金	12,000千円
第6項	予備費	1,000千円

(債務負担行為)

第5条 債務負担行為をすることができる事項、期間及び限度額は、次のとおりと定める。

事 項	期 間	限 度 額
警備、清掃及び設備管理業務委託に要する経費	契約に定める期間 (5年を限度とする)	契約に定める額
医療機器の保守管理業務委託に要する経費	契約に定める期間 (5年を限度とする)	契約に定める額
医療情報システムの保守管理業務委託に要する経費	契約に定める期間 (5年を限度とする)	契約に定める額
医療事務業務委託に要する経費	契約に定める期間 (5年を限度とする)	契約に定める額
洗濯業務委託に要する経費	契約に定める期間 (5年を限度とする)	契約に定める額
物品管理業務委託に要する経費	契約に定める期間 (5年を限度とする)	契約に定める額
産業廃棄物収集運搬処分業務委託に要する経費	契約に定める期間 (5年を限度とする)	契約に定める額

給食業務委託に要する経費	契約に定める期間 (5年を限度とする)	契約に定める額
中央材料室及び手術室補助業務委託に要する経費	契約に定める期間 (5年を限度とする)	契約に定める額
医療検査の業務委託に要する経費	契約に定める期間 (5年を限度とする)	契約に定める額
寝具等の賃借に要する経費	契約に定める期間 (5年を限度とする)	契約に定める額
医療及び事務機器の賃借に要する経費	契約に定める期間 (5年を限度とする)	契約に定める額
情報発信に要する経費	契約に定める期間 (5年を限度とする)	契約に定める額
病院内保育運営業務委託に要する経費	契約に定める期間 (5年を限度とする)	契約に定める額

(企業債)

第6条 起債の目的、限度額、起債の方法、利率及び償還の方法は、次のとおりと定める。

起債の目的	限度額	起債の方法	利率	償還の方法
資産購入	141,000千円	証書借入	年5.0%以内(ただし、利率見直し方式で借り入れられる資金について、利率の見直しを行った後においては当該見直し後の利率)	借入先の融資条件による。ただし、財政の都合により繰上償還をし、又は償還年限を短縮し、若しくは低利債に借換えをすることができる。
施設整備	50,000千円			

(一時借入金)

第7条 一時借入金の限度額は、100,000千円と定める。

(議会の議決を経なければ流用することのできない経費)

第8条 次に掲げる経費については、その経費の金額を、それ以外の経費の金額に流用し、又はそれ以外の経費をその経費の金額に流用する場合は、議会

の議決を経なければならない。

(1) 職員給与費 4,193,343 千円

(2) 交際費 500 千円

(たな卸資産購入限度額)

第9条 たな卸資産の購入限度額は、2,618,996 千円と定める。

(重要な資産の取得及び処分)

第10条 重要な資産の取得及び処分は、次のとおりとする。

(1) 取得する資産

種 類	名 称	数 量
医療器械	超音波診断装置	1 式
医療器械	鏡視下手術用機器セット	1 式
備 品	動画ネットワークサーバーシステム	1 式
備 品	内視鏡所見入力システム	1 式

平成29年3月3日提出

三次市長 増 田 和 俊